

研究ノート

行政広報文におけるフレーミング刺激の識別可能性

—移住支援金制度を題材とした操作チェック研究—

野口将輝

Discriminability of Framing Stimuli in Local Government Communications

A Manipulation Check Study Using Migration Support Program Messages

NOGUCHI Masateru

Abstract

This study examines whether framing manipulations embedded in local government communications are discernible to readers, as a manipulation check preceding framing-effects research. Ninety undergraduate students were randomly assigned to one of four versions of a municipal notice about a migration support program, each emphasizing economic gain, community coexistence, procedural fairness, or minimal explanation. Content recognition and subjective frame identification confirmed that the intended frames were largely distinguishable: correspondence between presented and perceived frames was 75.3% (Cramér's $V = .72$). Perceived manipulative intent remained near the scale midpoint and did not differ significantly across conditions. Methodological and practical implications for framing research on government communications are discussed.

1. 本研究の背景と目的

1-1. 研究の背景

行政広報は、広報紙を中心にウェブサイトや SNS など多様なメディアを通じて展開されるが、どの媒体で何をどのように表現するかは自治体によって様ではない。同一の制度であっても、経済的効果を強調する場合や、人と人とのつながり、制度の公平性、手続きの妥当性といった側面に焦点を当てる場合があり、提示の仕方によって受け手の印象は異なりうる。こうした情報の選択と強調の差異は、フレーミングの概念と関連する。なお本研究では、自治体が制度や施策を住民に説明・告知するために作成する文章を「行政広報文」と総称する。

地方自治体の行政広報研究では、近年、行政広報が用いる各種メディアの効果や役割を検証する研究が蓄積されてきた（野口，2016，2023；三井・伊藤，2021；三井，2022）。他方で、

チャンネル差の検証にとどまらず、行政広報が扱う取組テーマ（議題）と市民の認識の対応に踏み込む研究も現れつつある。三井・辻本（2025）は、議題設定機能の枠組みを援用し、広報紙が取り上げる取組テーマと市政満足度の関連を検討した。

本研究はこの流れを踏まえ、議題の選択そのものだけでなく、同一議題がどのように意味づけられ、どの側面が顕著化されるのかという表現差に着目する。議題設定が「何が取り上げられるか」という争点選択に焦点を当てるのに対し、フレーミングは「同じ争点がどのように提示されるか」という意味づけの差異に焦点を当てる。本研究ではフレーミングを、現実の側面を選択し顕著化することで特定の解釈や評価を促す過程として捉える（Entman, 1993）。

本研究が題材とする移住支援金は、一定の要件を満たして当該自治体へ移住した者に対し、移住に伴う費用の一部などを支援する制度である。この制度は、地域経済の担い手確保という政策目的だけでなく、既存住民との関係形成、制度の配分公平性、申請要件の透明性といった多面的論点を含む。そのため、同一制度でも自治体の説明は、利得の訴求、共生の訴求、手続きの正当化、あるいは価値判断を抑えた事務連絡へと幅を持ちうる。本研究では、行政広報における典型的な強調点の差異を、最小限の操作で再現するために4種類のフレームを設定した。

フレーミングの概念は、Entman（1993）が提示した定義を基盤として展開されてきた。Entman はフレーミングを「知覚された現実のいくつかの側面を選択し、それらを伝達テキストの中でより顕著にすることで、記述された事象についての特定の問題定義、因果解釈、道徳的評価、および／または対処方策の推奨を促す働き」として位置づけた（p.52, 筆者訳）。この観点からすれば、行政広報文に埋め込まれた強調点の差異もまた、受け手の制度理解や評価を方向づける機能を持ちうると考えられる。行政機関が広報を通じて同一制度を異なる側面から強調した場合、受け手の解釈や評価がいかに変化するかは、行政広報研究において実証的に問われるべき課題である。

ただし、行政広報という文脈には、政策コミュニケーション固有の特性がある。制度の適用に関わる公平性や説明責任が重視されるため、情報の選択や強調が、受け手に「偏り」や「不公平」として知覚されない形で提示される必要がある。この点において、行政広報のフレーミングは政治的広告や選挙コミュニケーションとは異なる文脈的制約を持つ。受け手が強調点の差異を「誘導」として知覚してしまえば、行政信頼の観点から看過できない問題となりうる。したがって、フレーミング研究を行政広報の文脈で展開するにあたっては、フレームの識別可能性（discriminability）のみならず、誘導感（情報の提示が自らの受け止め方を特定の方向へ導こうとしていると受け手が知覚する程度）という評価的側面についても事前に確認しておく必要がある。

行政広報研究においてフレーミング効果を実験的に検討しようとする場合、刺激文として用いる行政広報文の強調点が、研究者の想定した違いとして受け手に知覚されているかを確認する必要がある。刺激文の差異が受け手に読み分けられていなければ、条件間に効果差がみられない場合でも、フレームに効果がないのか、操作が十分に知覚されなかったのかを区別できない。したがって、刺激文の知覚のされ方を確認することは、後続する効果研究の解釈可能性を支える重要な手続きとなる。そこで本研究は、フレーミングの効果や是非の検証とは切り分け、

刺激文が意図した強調点の違いとして受け手に読み分けられているか、またその違いが誘導感の差として現れているかを事前に確認する。

1-2. 先行研究

本節では、本研究の設計に直接関わる二つの研究群を概観する。第一に、フレーミング研究の理論的展開を整理し、本研究が依拠する強調フレーミングの位置づけと、フレーム設計の基盤となる類型論を確認する。第二に、操作チェックをめぐる方法論的議論を検討し、識別可能性と誘導感を分離して測定するという本研究の設計上の根拠を導く。

1-2-1. フレーミング研究

フレーミング研究は、その概念的起源において大きく二つの系統に分かれる。Tversky & Kahneman (1981) が提起した等価フレーミング (equivalency framing) は、論理的に同値な情報を異なる表現で提示することで選好が逆転するという認知バイアスに着目するものであり、Kahneman & Tversky (1984) によってリスク下の意思決定およびプロスペクト理論の研究として展開された。これに対し、Entman (1993) が定式化した強調フレーミング (emphasis framing) は、同一問題の異なる側面を選択・強調することで受け手の問題解釈や評価を方向づけることを核心に置く。Cacciatore, Scheufele, & Iyengar (2016) は、この二系統の混同がフレーミング研究全体の概念的拡散を招いたと指摘し、研究蓄積の累積的解釈を困難にしてきたと論じている。本研究が扱う行政広報文の表現差は、同一政策の異なる側面を強調するという意味で Entman の強調フレーミングの系譜に位置づけられる。

強調フレーミング研究の蓄積において重要な分類枠組みを提供したのが、フレームの類型化である。de Vreese (2005) は、特定の議題に固有のフレーム (issue-specific フレーム) と、議題横断的に適用可能なフレーム (generic フレーム) を区別し、後者の分析可能性と比較可能性の高さを指摘した。Semetko & Valkenburg (2000) は欧州政治報道を対象とした分析から、「責任 (responsibility)」「経済的帰結 (economic consequences)」「ヒューマンインタレスト (human interest)」「葛藤 (conflict)」「道徳 (morality)」という 5 つの generic フレームを経験的に検証した。本研究では、こうした generic フレームの考え方を参照しつつ、行政広報文の文脈に即して、経済利得、共生、手続き的公平という 3 つの強調フレームと、価値的強調を抑えた説明最小条件を独自に設計した。このうち経済利得フレームは economic consequences フレームと比較的高い親和性を持つ一方、共生フレームと手続き的公平フレームは既存類型を直接移植したのではなく、行政広報において想定される強調点をもとに構成したものである。

フレーミング効果の媒介メカニズムについては、適用可能性 (applicability) の概念が中心的な説明枠組みとして定着している。Nelson, Oxley, & Clawson (1997) は、フレーミングが態度変容をもたらすのは、関連する考慮の認知的な接近可能性 (accessibility) を高めるからではなく、どの考慮が問題に適用可能か (applicability) という認知を変容させるからであると論じた。Slothuus (2008) は二過程モデルにより、フレーミング効果の媒介過程が受け手の政

治的知識の水準によって異なり、強い政治的価値を持つ受け手や政治的知識が最も低い受け手ではフレーミング効果が生じないことを実証し、受け手特性の調整効果に注意を促した。Lecheler & de Vreese (2011) は、フレーミング効果が接触後も一定期間持続することを実験的に確認しつつ、その持続性が受け手の政治的知識の水準によって左右されることを示している。こうした媒介過程や持続性を後続研究で検討する前提として、本研究では、刺激文の強調点が受け手にどのように知覚されるかをあらかじめ確認する必要があると考える。

政策コミュニケーション領域への強調フレーミング研究の展開において、Iyengar (1996) はエピソード型フレーム（個人・事例を中心とした報道）とテーマ型フレーム（構造・政策的文脈を強調する報道）の区別に基づき、フレームの種類が責任帰属の認知に及ぼす影響を実証した。国内研究に目を向けると、藤井（2006）はロードプライシング政策を題材に、広報文のフレーミングが施策の公共受容に及ぼす影響を実験的に検討しており、行政広報文による政策フレーミング研究の先行事例として位置づけられる。中越・稲増（2019）は生活保護をめぐるメディアフレームと情報の立場性が受け手の責任帰属に及ぼす影響を実験的に検討しており、日本語のメッセージ素材を用いた強調フレーミング研究の先行例に当たる。これらは、本研究の題材である移住支援金制度をめぐる行政広報文の表現差が、受け手の政策認知にどのような影響を及ぼしうるかを考察する上で直接的な先行知識を提供する。

しかしながら、フレーミング研究の量的な蓄積は方法論的問題を内包している。Matthes (2009) は主要国際誌に掲載されたフレーミング研究の内容分析を通じ、フレームの操作的定義が研究ごとに大きく異なり、累積的比較を困難にしていることを指摘した。Borah (2011) は、研究ごとに固有のフレームが設定される傾向が、知見の比較や理論的な累積を困難にしていることを指摘している。こうした問題は、フレームの設計段階から概念の一貫性を担保した上で、設計したフレームが受け手にどのように知覚されるかを経験的に検証する必要性を示している。この点こそが、次に取り上げる操作チェック研究の方法論的議論と接続する論点である。

1-2-2. 操作チェック研究の方法論

こうした問題意識はフレーミング研究の内部でも共有されており、操作チェックをめぐる方法論的議論が蓄積されてきた。Scheufele (1999) は、フレーミング研究が抱える理論的・経験的な曖昧性を指摘し、概念上の問題は操作上の問題へと直結すると述べ、メディア側で設定されるフレームと個人レベルで生じるフレーミング過程を分析的に区別することの重要性を論じている。この指摘は、研究者が設定したメッセージ上のフレームと、受け手側に生じる認知や評価を区別し、それぞれを明確に操作化する必要性を示している。

実験的研究では、刺激文に付与したフレームと、受け手側に生じる認知や態度を区別して測定する手続きが用いられてきた。Nelson, Clawson, & Oxley (1997) は、KKKの集会をめぐる報道フレームとして「表現の自由」と「公共秩序」の2条件を設定し、受け手が各価値をどの程度重要とみなすかを測定した上で、フレーミング効果が価値の重要度評定を介して生じることを示した。一方、Druckman & Nelson (2003) は、選挙資金改革を題材とした実験において、市民同士の会話に対立する観点が含まれる場合には、先行して提示されたエリート・フレ

ームの効果が弱まることを示した。これらの研究は、刺激に付与されたフレームと、重要度認知や態度といった受け手側の反応とを分けて測定することにより、フレーミング効果の過程や成立条件を検討している。

Chong & Druckman (2007) はフレーミング理論の包括的な概念整理において、フレームの「強さ (strength)」を経験的に評価する際に事前調査を用いることの重要性を指摘している。この議論は、実験に用いる刺激が受け手にどのように知覚されるかを、実験設計の段階で確認する必要性と関連する。

方法論的な観点からは、操作するメッセージ特性と、受け手側に生じる心理反応との区別について議論が蓄積されている。O' Keefe (2003) は、実験で操作するメッセージ変数を、受け手に生じた心理反応によってではなく、メッセージに内在する特徴によって定義すべきであると論じている。また、受け手の心理反応を測る項目は、メッセージ変数の定義そのものではなく、潜在的な媒介状態の測定として扱う必要があると指摘する。本研究でも、4 条件は刺激文に含まれる強調点によってあらかじめ定義し、その上で内容認知と誘導感を異なる受け手側の反応として測定する。また、Hauser, Ellsworth, & Gonzalez (2018) は操作チェックが介入として機能し、実験結果に意図せざる影響を及ぼしうるリスクを指摘した。これに対して Kane & Barabas (2019) は政治学実験における「事実型操作チェック (factual manipulation check)」の有用性を検討し、従属変数の後に配置することで反応性の問題を抑えながら刺激への注意度を確認できることを示した。さらに Ejelöv & Luke (2020) は 207 件の実験を対象とした経験的レビューを通じ、操作チェックの利用と解釈に多くの問題があることを指摘した。そのうえで、従属変数に対する効果量を操作チェック上の効果量で除した *causal efficacy* という指標を提案し、従属変数への効果は操作チェック上の効果より一般に小さいことを報告している。この指標は、操作の強さと従属変数への効果との関係を検討するための参照値であり、操作成立の一律の可否基準ではない。

また、Druckman (2001) は、フレーミング効果を「市民の操作可能性の証拠」と見なす解釈に対して異議を唱え、フレーミングと説得・態度変容の概念的区別を論じた。この視点は、受け手が広報文に誘導意図を知覚するかという評価的側面である「誘導感」を、フレーミング効果そのものとは独立した指標として位置づける際の理論的拠り所となる。

以上の先行研究を踏まえれば、フレーミング研究では、刺激文に付与したメッセージ上の特徴と、受け手側に生じる認知・評価を区別して測定することが重要である。また、刺激の知覚のされ方を確認する測定自体が後続の反応に影響する可能性もあるため、測定の位置と役割を明確にする必要がある。本研究では、刺激文に含まれる強調点によって 4 条件を定義した上で、内容認知を強調点の知覚に関する反応、誘導感を発信者の意図に対する評価的反応として概念的に分離し、それぞれを独立に測定する。

1-3. 研究の目的

これらの先行研究の到達点に照らすと、本研究の位置づけは次のように整理される。フレーミング研究においては Borah (2011) や Matthes (2009) が指摘するように、フレームの操作

的定義の多様さが知見の比較や累積を困難にしており、既存の類型論との関係を明示した刺激設計と、刺激文が受け手にどのように知覚されるかの経験的確認が求められる。行政広報という政策コミュニケーションの文脈では、政策メッセージのフレームや情報の提示のされ方が受け手の政策受容や責任帰属に影響しうることから（藤井，2006；中越・稲増，2019）、研究者が意図した強調点が実際に受け手に読み取られているかを事前に検証することは、効果研究の方法論的前提として特に重要となる。また、O' Keefe（2003）の議論を踏まえれば、刺激文の強調点はメッセージに内在する特徴としてあらかじめ定義し、内容認知と誘導感はそれぞれ異なる受け手側の反応として分離して扱う必要がある。本研究は、generic フレームの考え方を参照しつつ行政広報の文脈に即して独自に設計した3つの強調フレームと説明最小条件を素材として、後続のフレーミング効果研究に必要な方法論的前提を実証的に整備する試みである。

以上を踏まえ、本研究は次の2点をリサーチクエスチョン（RQ）として設定する。

RQ1：作成した4種類の行政広報文は、受け手によって想定したフレームの違いとして識別可能か

RQ2：各フレームの行政広報文に対する誘導感はどの程度か。また、フレームの違いによって誘導感は異なるか

本研究の目的は、これらのRQに回答することを通じて、後続のフレーミング効果研究の前提条件を整えることである。

2. 研究方法

2-1. 刺激文の設計

移住支援金制度を題材に、分量と基本情報を可能な限り揃えつつ、強調点のみを操作した4種類の刺激文を作成した。経済利得フレームは地域経済や金銭的利点、共生フレームは地域関係性や相互扶助、手続き的公平フレームは透明性や手続きの妥当性、説明最小フレームは価値的強調を抑えた事務的説明を中心とした。いずれも特定の態度形成を直接促す表現は避け、相対的な焦点差として操作した。

なお、調査時にはフレーム名（①～④の区分）は参加者に提示せず、タイトルと本文のみを示した。4種類の刺激文の全文を以下に示す。

①経済利得フレーム

「移住支援金制度で地域経済に新たな活力を」

本市では、人口減少や高齢化の進行により、地域経済の縮小や税収基盤の低下が課題となっています。こうした状況を受け、市では新たに本市へ移住される方を対象とした「移住支援金制度」を実施しています。

本制度は、一定の条件を満たして本市へ移住された方に対し、移住に伴う初期費用の一部を支援するものです。移住者の増加は、住宅需要や消費活動の活発化を通じて、地域経済に波及

効果をもたらします。また、働き手や子育て世代の流入は、将来的な税収の安定や地域産業の持続にもつながります。

移住支援金制度は、移住者個人の負担軽減にとどまらず、地域全体の経済循環を生み出す施策として位置づけられています。市では、地域経済の再生と活性化を図るため、本制度を重要な施策の一つとして推進しています。

②共生フレーム

「移住支援金制度がつなぐ、人と地域の新しい関係」

本市では、多様な人々が安心して暮らし、支え合える地域づくりを大切にしています。その取り組みの一つとして、市では「移住支援金制度」を実施しています。

移住支援金制度は、新しい土地で生活を始める際の不安や負担を和らげ、地域に溶け込みやすい環境を整えることを目的としています。移住者が地域活動や日常の交流に参加しやすくなることで、人と人とのつながりが生まれ、地域の中に新たな関係性が築かれていきます。実際に、市内では移住してきた方と既存住民が協力し、地域行事や子育て、見守り活動などに取り組む事例も見られます。

こうした関わりは、地域に安心感や温かさをもたらし、誰もが暮らしやすいまちづくりにつながっています。移住支援金制度は、人と地域が共に歩むためのきっかけとして、市が大切にしている施策の一つです。

③手続き的公平フレーム

「分かりやすく公平な移住支援金制度のご案内」

本市では、移住を検討されている方に対し、公平で分かりやすい支援を行うため、「移住支援金制度」を実施しています。

本制度は、国や県の方針に基づき、明確な基準と手続きのもとで運用されています。移住支援金は、誰でも自動的に受給できるものではなく、居住期間や就業条件など、あらかじめ定められた要件を満たした場合に交付されます。申請方法や必要書類、審査の流れについては、市の広報やホームページで分かりやすく説明しています。また、支援金の交付後に一定期間内で転出した場合には返還が必要となるなど、制度の公平性を保つためのルールも設けられています。

市では、こうした手続きを通じて、制度が特定の人だけに有利にならないよう配慮しています。本市は、透明性と公平性を重視した制度運用により、住民の皆さまに信頼される行政を目指しています。

④説明最小フレーム

「移住支援金制度のお知らせ」

本市では、本市への移住を促進するため、「移住支援金制度」を実施しています。本制度は、一定の条件を満たして本市へ移住された方を対象に、支援金を交付するものです。

対象となる要件や支給額、申請方法などの詳細については、市のホームページに掲載しています。申請を希望される方は、所定の手続きに従い、必要書類を提出してください。制度の内容や手続きに関するお問い合わせは、担当窓口までご連絡ください。なお、本制度は予算の範囲内で運用されています。

2-2. 調査手続き

調査は、東海大学文化社会学部広報メディア学科の1年生を対象とする講義（2025年度後期）の受講生を対象に、著者が紙質問紙により実施した。実施にあたっては、調査への参加は任意であること、参加の有無および回答内容は当該講義の成績評価に一切影響しないことを口頭で事前に説明したうえで配布した。質問紙は90名に配布し、90名から回答を得た。4つの刺激文は無作為に配布し、各回答者には1種類のみを提示した。この無作為配布により、特定の刺激文が特定の学生属性に系統的に偏る可能性は低いと考えられる。刺激文の読了後、直ちに質問項目へ回答させた。調査は無記名で実施し、個人を特定できない形でデータを集計・分析すること、得られたデータは本研究の目的以外には使用しないことを事前に説明した。

2-3. 測定項目

内容認知は4項目を5件法で測定した（設問1～4）。(1) 地域の経済的効果が中心だった。(2) 人と人とのつながりや共生が中心だった。(3) 制度の公平性や手続きが中心だった。(4) 制度の概要や事務的なお知らせが中心だった。誘導感は2項目を5件法で測定した（設問5・6）。(5) 読者の受け止め方を特定の方向に導く意図があると感じた。(6) 行政が住民を特定の考え方に誘導しようとしていると感じた。主観的フレーム認知（設問7）は、刺激文の中心テーマとして最も当てはまるものを4択から1つ選択させた（選択1：地域経済、選択2：共生、選択3：公平性と手続き、選択4：事務的説明）。

2-4. 分析方法

設問1～6は順序尺度のためKruskal-Wallis検定で条件差を検討し、効果量として η^2_H ($(H-k+1)/(n-k)$) を算出した。なお、 η^2_H は計算上負値を取ることがあるため、その場合は0とみなして $\eta^2_H=.00$ と表記した。フレーム操作成立の判定基準は、(a) 内容認知において理論上対応する項目の得点が当該条件で相対的に高いこと、(b) 主観的フレーム認知において提示フレームと一致する選択の割合が4択のチャンスレベル（25%）を上回ること、の2点とあらかじめ設定した。事後比較にはMann-WhitneyのU検定（Holm補正）、条件内の設問間比較にはFriedman検定（効果量KendallのW）を用いた。主観的フレーム認知はクロス集計とカイ二乗検定を行い、効果量としてCramér's Vを算出した。なお、クロス表には期待度数の小さいセルが生じることを考慮し、各条件の一致率がチャンスレベル（25%）を上回るかについて正確二項検定（片側）を行い、4条件の多重比較にはHolm法を適用した。さらに、主観的フレーム認知の違いによる誘導感の差については、Kruskal-Wallis検定により検討した。

3. 分析の結果

分析は、提示フレーム（パターン 1＝経済利得、2＝共生、3＝手続き的公平、4＝説明最小）を独立変数とし、内容認知（設問 1～4）、誘導感（設問 5・6）、主観的フレーム認知（設問 7：4 択）を従属変数として行った。設問 1～6 は 5 件法（1～5）、設問 7 は 4 択（1～4）である。欠損値は空欄として扱い、各分析では当該変数に欠損のあるケースを除外した（設問 4：1 件、設問 7：1 件）。また、設問 1～6 は順序尺度であるため、推測統計にはノンパラメトリック検定を用いた。

3-1. 内容認知（設問 1～4）

表 1 に、設問 1～4 のパターン別の平均値（ M ）と標準偏差（ SD ）を示す。理論上対応する内容認知項目（パターン 1→設問 1、パターン 2→設問 2、パターン 3→設問 3、パターン 4→設問 4）は、いずれも当該パターンで相対的に高い傾向がみられた。

表 1 内容認知（設問 1～4）のパターン別記述統計（ M , SD ）

パターン (n)	設問 1	設問 2	設問 3	設問 4
1 (23)	4.00 (1.04)	2.13 (1.06)	1.91 (0.60)	3.43 (1.24)
2 (22)	2.55 (1.22)	4.41 (0.59)	2.09 (0.81)	2.82 (1.05)
3 (24)	2.33 (1.09)	2.21 (1.06)	4.12 (0.99)	3.71 (1.20)
4 (21)	3.00 (1.14)	2.52 (0.93)	3.48 (1.12)	4.35 (0.59)

注：表中の値は $M(SD)$ である。設問 4 は欠損 1 件のため、パターン 4 のみ $n=20$ （他は行見出しの n と同数）である。

各設問についてパターン間の差を検証したところ、設問 1～4 のすべてで有意差が認められた（Kruskal-Wallis 検定、いずれも $df=3$ ：設問 1 $H=22.87$, $p<.001$ ；設問 2 $H=42.70$, $p<.001$ ；設問 3 $H=46.22$, $p<.001$ ；設問 4 $H=19.54$, $p<.001$ ）。また、効果量（ η^2_H ）は、設問 1=.23、設問 2=.46、設問 3=.50、設問 4=.19 であった。

事後比較（Mann-Whitney の U 検定、Holm 補正）では、設問 1 はパターン 1 がパターン 2・3・4 より高く、設問 2 はパターン 2 がパターン 1・3・4 より高かった。設問 3 はパターン 3 が他のすべてのパターンより有意に高く、設問 4 はパターン 2 がパターン 3 および 4 より低かった。設問 4 については、対応するパターン 4 の平均値が最も高かったものの、事後比較で有意となった対比は限られており、説明最小フレームの内容認知が他のすべての条件から明瞭に弁別されたとはまでは言えない。以上より、少なくとも設問 1～3 については、提示フレームに対応する内容認知が他条件より高くなることが確認された。

補足として、各パターン内で設問 1～4 の得点プロフィールが一樣かを検討したところ、いずれのパターンでも設問間に有意な差が認められた（Friedman 検定、いずれも $df=3$ ：パター

ン 1 $\chi^2=35.22$, $p<.001$, Kendall の $W=.51$; パターン 2 $\chi^2=38.33$, $p<.001$, $W=.58$; パターン 3 $\chi^2=31.98$, $p<.001$, $W=.44$; パターン 4 $\chi^2=23.94$, $p<.001$, $W=.40$)。すなわち、いずれの条件でも刺激文は特定の内容側面を他の側面より際立たせて知覚させており、条件内でも内容認知の分化が生じていたことが確認された。

3-2. 誘導感（設問 5・6）

誘導感とは、1-1 で定義したとおり、情報の提示が自らの受け止め方を特定の方向へ導こうとしていると受け手が知覚する程度を指す。本研究では誘導感を、受け手がフレーミングの偏りや操作を意識的に認識するかという、認知的警戒の側面を捉える指標として位置づける。本研究では、行政広報文を提示しない条件を設けていないため、誘導感の発生そのものを因果的に検証することはできない。そこで本項では、各条件で観測された誘導感（設問 5・6）の水準を記述した上で、フレーム条件間の差を検討する。

表 2 に示すとおり、設問 5（受け止め方を特定方向に導く意図の知覚）の平均値は、パターン 1（経済利得）=3.39（SD=0.99）、パターン 2（共生）=3.59（SD=0.91）、パターン 3（手続的公平）=3.42（SD=0.93）、パターン 4（説明最小）=2.90（SD=1.09）であった。設問 6（行政が住民を特定の考え方に誘導しようとしているという知覚）は、パターン 1=3.35（SD=0.98）、パターン 2=3.32（SD=1.09）、パターン 3=3.00（SD=0.93）、パターン 4=2.86（SD=1.15）であった。各平均値は 5 件法の中点（3.0）の近傍に位置していた。なお、中点は記述上の参照点であり、誘導感の発生を示す統計的基準ではない。設問 5・6 とともに、説明最小フレーム（パターン 4）で他の 3 つのフレームに比べて相対的に低いという記述的傾向がみられた。

表 2 誘導感（設問 5・6）のパターン別記述統計（ M , SD ）

パターン (n)	設問 5	設問 6
1 (23)	3.39 (0.99)	3.35 (0.98)
2 (22)	3.59 (0.91)	3.32 (1.09)
3 (24)	3.42 (0.93)	3.00 (0.93)
4 (21)	2.90 (1.09)	2.86 (1.15)

パターン間の差を検証したところ、設問 5（ $H=5.31$, $df=3$, $p=.151$, $\eta^2_H=.03$ ）および設問 6（ $H=3.64$, $df=3$, $p=.303$, $\eta^2_H=.01$ ）ともに統計的有意差は認められなかった。効果量の点推定もいずれも小さかった。したがって、本研究の範囲では、フレーム条件間に誘導感の明確な差は確認されなかった。説明最小フレーム（パターン 4）で誘導感がやや低いという記述的傾向はみられたが、今回の標本規模では有意水準に達しなかった。ただし、非有意という結果は差が存在しないことを証明するものではなく、小さな差を検出できなかった可能性は残る。また、記述の断定性、価値判断の明示度、受け手の行政信頼感などは本研究で測定していないため、それらが誘導感に及ぼす影響は今後の検討課題である。

3-3. 主観的フレーム認知（設問 7：4 択）

主観的フレーム認知とは、受け手が刺激文の中心テーマをどのカテゴリーとして明示的に把握しているかを問う指標である。設問 1～4 が各内容側面の評定強度を連続尺度で捉えるのに対し、設問 7 は 4 択形式によるカテゴリー判断であり、フレーム操作の成否を直接的に確認できる。一致率が高ければ、受け手が研究者の想定したとおりにフレームを識別したことを意味し、操作チェックの成否を判断する根拠となる。本項では、提示フレームと設問 7 の選択との一致率を中心に操作チェックの成否を検討する。

設問 7 は、刺激文の中心テーマとして最も当てはまるものを 1 つ選択させる項目である。表 3 に、提示フレーム（パターン）と設問 7 の選択のクロス集計（度数と行内割合）を示す（有効 $n=89$ ）。

表 3 提示フレーム（パターン）×主観的フレーム認知（設問 7）のクロス集計〔度数（行%）〕

パターン	選択 1	選択 2	選択 3	選択 4
1	15 (65.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	8 (34.8%)
2	0 (0.0%)	19 (90.5%)	0 (0.0%)	2 (9.5%)
3	0 (0.0%)	1 (4.2%)	19 (79.2%)	4 (16.7%)
4	2 (9.5%)	1 (4.8%)	4 (19.0%)	14 (66.7%)

注：行%は各パターンの有効回答数（パターン 1： $n=23$ 、パターン 2： $n=21$ 、パターン 3： $n=24$ 、パターン 4： $n=21$ ）に基づく。設問 7 の欠損 1 件はパターン 2 で生じた。

提示フレームと設問 7 の選択の関連を検証したところ、有意な関連が認められた（ χ^2 (9) = 138.83, $p < .001$ ）。効果量として算出した Cramér's V は .72 であり、関連は大きい水準にあった。なお、クロス表には期待度数の小さいセルが含まれるため、 χ^2 値は参考値として解釈した。提示フレームと一致する選択がなされた割合（一致率）は、パターン 1（経済利得）= 65.2%、パターン 2（共生）= 90.5%、パターン 3（手続き的公平）= 79.2%、パターン 4（説明最小）= 66.7% であり、全体では 75.3%であった。各条件の一致率をチャンスレベル（25%）と比較する正確二項検定を行ったところ、Holm 補正後も 4 条件のすべてでチャンスレベルを有意に上回った（いずれも調整済み $p < .001$ ）。

各フレームの誤認パターンを詳しく見ると、共生フレーム（パターン 2）が一致率 90.5%と最も高く、地域コミュニティや人間関係という主題が受け手に最も明確に識別された。次いで手続き的公平フレーム（パターン 3）が 79.2%であったが、誤選択の 16.7%は選択 4（説明最小）であり、手続き的記述が中立的な情報提供と混同された可能性が示唆される。経済利得フレーム（パターン 1）と説明最小フレーム（パターン 4）はそれぞれ 65.2%・66.7%と相対的に低く、特にパターン 1 では 34.8%が選択 4（説明最小）を選択した。経済的利点を強調した記述が受け手には中立的な情報提供として受け取られた可能性があり、両フレームの概念的な接

近が識別を困難にした可能性がある。パターン 4 でも 19.0%が選択 3（手続き的公平）を選択しており、最小限の制度説明に手続き的要素を読み込む傾向が一部にみられた。以上を踏まえると、全体的にはフレーム操作は成立していると評価できるが、経済利得フレームと説明最小フレームについては一致率が相対的に低く、刺激文のさらなる精緻化が今後の課題として残る。

3-4. 主観的フレーム認知（設問 7）の違いと誘導感（設問 5・6）

前項では提示フレーム（実験条件）と誘導感の関係を検討したが、本項では、受け手が主観的に認識したテーマの種類（設問 7 の選択）と誘導感との関連を探索的に検討する。特定のテーマを選択した群で誘導感の水準が異なるかを確認することにより、主観的な読解内容と発信者の意図に対する評価的反応とが連動する可能性を検討する。

設問 7 で選択された中心テーマ（選択 1～4）の違いによって誘導感（設問 5・6）が異なるかを、Kruskal-Wallis 検定による 4 群比較で検討した。その結果、設問 5 ($H=0.60$, $df=3$, $p=.897$, $\eta^2_H=.00$) および設問 6 ($H=4.59$, $df=3$, $p=.204$, $\eta^2_H=.02$) ともに統計的有意差は認められなかった。効果量の点推定も小さく、本研究では、主観的フレーム認知の選択肢群と誘導感との明確な関連は確認されなかった。ただし、標本規模が限られているため、この結果は両者の関連が存在しないことを意味しない。また、テーマの価値含意性、記述の断定性、根拠の提示方法、行政への信頼感などは測定していないため、それらによる誘導感の説明は今後の検証課題である。

以上の結果から、内容認知（設問 1～4）と主観的フレーム認知（設問 7）の両面において、フレーム操作は概ね成立していた。一方、誘導感（設問 5・6）は各条件で 5 件法の中点近傍にあり、フレーム条件によっても、主観的に読み取られたテーマによっても明確な差は確認されなかった。したがって、RQ1 には肯定的に回答できる。RQ2 については、誘導感の水準は中点近傍であり、今回用いた 4 種類の刺激文の間に明確な条件差は確認されなかったと整理できる。内容認知が条件に応じて分化した一方で、誘導感には明確な条件差がみられなかったことから、両者は異なる受け手側の反応として区別して検討する必要がある。

4. 考察

本節では、分析結果を踏まえ、RQ1・RQ2 への回答と、その理論的含意について考察する。先行研究で整理した強調フレーミングの概念枠組みおよび操作チェックの方法論的知見を参照しながら、本研究の知見を位置づける。また、本研究の意義と限界、今後の課題についても検討する。

4-1. フレームの識別可能性（RQ1）

RQ1 に対しては、肯定的に回答できる。内容認知（設問 1～4）ではすべての設問でパターン間に有意差が認められ、理論上対応する項目が当該パターンで相対的に高くなるというおおむね想定どおりの得点プロフィールが得られた。主観的フレーム認知（設問 7）においても提示

フレームと選択されたテーマとの間に大きな関連が確認され（Cramér's $V=0.72$ ）、各条件の一致率は正確二項検定において 4 択課題のチャンスレベル（25%）を有意に上回った（Holm 補正後、いずれも $p<0.001$ ）。全体の一致率も 75.3%であった。これらの結果から、作成した 4 種類の行政広報文は、想定したフレームの違いとして受け手に概ね識別可能であったと結論づけられる。ただし、後述のとおり識別の明瞭さには条件間で差がみられた。

さらに、研究者が理論的に区別したフレームの差異が受け手の読解においても意味を持った。このことは、Entman（1993）が論じた、受け手の解釈を特定の方向へ方向づけるというフレームの機能が行政広報文において作動するための前提条件、すなわちフレームの識別可能性が満たされうることを実証的に示している。

一方、一致率のパターンに目を向けると、共生フレーム（90.5%）が最も高く、経済利得（65.2%）と説明最小（66.7%）が相対的に低かった。とりわけ経済利得フレームでは「事務的説明」を選んだ回答が 34.8%に達した。この結果は、Borah（2011）が指摘する、研究ごとに設定されるフレームの定義と比較可能性をめぐる問題と関連して解釈できる。経済利得フレームは Semetko & Valkenburg（2000）の economic consequences フレームと比較的高い親和性を持つよう設計したが、行政広報文の文脈では経済的便益の記述も制度案内の一部として読まれやすく、強調を抑えた説明最小フレームとの境界が受け手にとって判然としなかった可能性がある。実際、経済利得フレームにおける誤選択はすべて「事務的説明」であり、「公平性と手続き」を選んだ回答者は皆無であった。このような素材依存的な識別困難は、de Vreese（2005）が整理した issue-specific フレームの比較可能性をめぐる問題や、固有のフレームへの集中を指摘した前述の Borah（2011）の知見とも関連する。後続研究において刺激文を精緻化し、フレームごとに複数の刺激を事前テストする際には、この点に留意する必要がある。

なお、フレーム別の識別のされ方には理論的含意も読み取れる。Iyengar（1996）が区分したテーマ型フレーム（thematic framing）は、個別事例よりも政策や構造的な文脈を前景化する報道様式である。本研究の手続き的公平フレームは、制度の基準や運用手続きを中心に提示する点で、このテーマ型提示と一部共通する特徴を持つ。手続き的公平フレームが相対的に高い一致率（79.2%）で識別されたことは、制度や構造に関する文脈の強調が、行政広報文においても受け手に比較的明瞭に伝わりうることを示唆する。

4-2. 誘導感の水準とフレーム条件間差（RQ2）

RQ2 について、設問 5・6 の平均値はいずれの条件でも 5 件法の中点近傍にあり、フレーム条件間に統計的有意差は認められなかった。また、受け手が主観的に読み取ったテーマの違いによっても有意差は認められなかった。ただし、本研究では行政広報文を提示しない条件を設けておらず、尺度の中点も誘導感の発生を示す統計的基準ではない。そのため、行政広報文への接触が誘導感を生じさせたかどうかを因果的に判断することはできない。本研究から結論づけられるのは、少なくとも今回用いた 4 種類の刺激文の間では、誘導感の明確な差が確認されなかったという点である。内容認知がフレーム条件に応じて分化した一方で、誘導感には明確な条件差がみられなかったという結果は、刺激文に付与した強調点と、受け手の評価的反応で

ある誘導感とを区別して測定する必要性和整合的である。これは、O' Keefe (2003) が論じるメッセージ特性と受け手の心理反応の概念的区別とも対応する。また、フレームの違いが誘導感の明確な差としては観測されなかったことは、フレーミング効果を市民の操作可能性の証拠と直ちに同一視すべきでないとする Druckman (2001) の議論と関連づけて解釈できる。ただし、Druckman (2001) が誘導感という指標自体を提案したわけではなく、この対応づけは本研究による理論的解釈である。

4-3. 本研究の意義

本研究の学術的意義は3点に整理できる。第一に、国内の行政広報研究に対して、フレーミング効果研究へ進むための方法論的基盤を提供した点である。国内の行政広報研究は、媒体別の効果検証や議題設定の枠組みによる検討を中心に蓄積されてきた一方、同一議題の意味づけの差異を扱うフレーミングの実験的検討には十分に着手されてこなかった。本研究は、識別可能性が確認された日本語の刺激文一式とその検証手続きを示すことで、後続研究が依拠できる出発点を整えた。第二に、既存の generic フレーム研究との関係を明示しながら、行政広報の文脈に即した3つの強調フレームと説明最小条件を設計した点である。既存類型をそのまま移植したものではないが、経済利得フレームと economic consequences フレームとの親和性など、国際的な研究蓄積との接続関係を示した上で刺激を構成したことにより、独自のフレームを無限定に設定する問題を避けつつ、行政広報固有の文脈を反映した検討が可能となった。第三に、O' Keefe (2003) が論じたメッセージ特性と受け手の心理反応の概念的区別を踏まえ、刺激文の強調点、内容認知、誘導感を異なる概念として測定した点である。内容認知が条件に応じて異なる一方、誘導感には明確な条件差が確認されなかったことは、誘導感を操作成立の可否基準に混入させず、独立した測定対象として扱う設計の有用性を示している。ただし、この結果は両者の統計的独立性を証明するものではない。

実務の観点からの意義も指摘できる。第一に、同一制度の広報文であっても、どの側面を強調するかの違いは受け手に読み分けられることが示された。広報担当者による表現の選択は、単なる文章上の好みではなく、受け手の理解の焦点を左右しうる編集判断であり、広報戦略の一部として意識的に設計する対象になるといえる。第二に、本研究で用いた4種類の刺激文の間では、強調点の違いによる誘導感の明確な差は確認されなかった。この結果は、少なくとも強調フレームの選択だけで誘導感が大きく変わるとは限らない可能性を示している。ただし、無提示条件がなく、小さな差を検出する力にも限界があるため、特定の側面を明確に打ち出しても誘導感が高まらないと一般化することはできない。実務では、フレームの選択とは別に、根拠の提示方法や記述の断定性にも配慮する必要がある。第三に、経済利得フレームの誤読がすべて「事務的説明」との混同であったことは、経済的便益を制度説明の一部として記述するだけでは、その強調点が十分に伝わらない場合があることを示している。経済的利点を訴求する際には、焦点をより明確にする表現設計を追加的に検討する必要がある。ただし、本研究が確認したのは知覚のレベルにとどまり、これらの表現差が制度への態度や行動に及ぼす効果は、後続の効果研究によって検証されるべき課題である。

4-4. 本研究の限界

本研究の限界として、以下の諸点が挙げられる。第一に、調査対象が大学1年生に限定されており、住民一般を対象とした外的妥当性には制約がある。Slothuus (2008) が示したように、強い政治的価値を持つ受け手ではフレーミング効果が生じにくい、政治的社会化の途上にある学生サンプルではそうした価値の確立が相対的に途上にある可能性もあり、一般市民を対象とした追試が必要である。また、移住支援金制度は学生にとって当事者性の低い題材である可能性があり、制度への関与度が高い受け手では識別や誘導感の水準が異なりうる。

第二に、調査が特定の講義時間内という統制された環境で実施されたものであり、実際の広報紙を日常的文脈で接触する状況とは異なる。

第三に、Hauser, Ellsworth, & Gonzalez (2018) が指摘したように、操作チェック自体が介入として機能し後続の測定に影響を及ぼすリスクがある。本研究においても、内容認知項目への回答が後続の誘導感評定に影響した可能性は排除できない。また、後続の効果研究においては、Kane & Barabas (2019) に倣い、操作チェック項目を従属変数の後に配置するなど、反応性を最小化する工夫を組み込むことが望まれる。

第四に、刺激は移住支援金という単一の題材について各フレーム1編ずつであり、フレームの効果と個々の文章の特性とを厳密には分離できない。共生フレームの高い一致率が、フレーム自体の明瞭性によるのか当該文章の特性によるのかは本デザインでは識別できず、フレームごとに複数の刺激文を用意する *stimulus sampling* の導入が知見の一般化には必要である。

第五に、誘導感は2項目を個別に分析した簡便な測定であり、尺度としての信頼性・妥当性の検証は今後の課題である。また、本研究には行政広報文を提示しない条件や、明示的に非誘導的な基準条件がなく、5件法の中点も誘導感の発生を示す検定基準ではない。そのため、行政広報文への接触が誘導感を生じさせたと因果的に結論づけることはできない。あわせて、各群20名強という標本規模では小さな効果を検出する力が限られるため、誘導感に関する非有意の結果は差の不存在を証明するものではなく、少なくとも大きな差は検出されなかったことを示すにとどまる点にも留意が必要である。

第六に、本調査は著者自身が担当する講義において著者本人が実施したものであり、学生には参加が任意であることを説明したものの、教員と受講生という関係の下では、参加や回答内容に対する心理的な同調圧力を完全には排除できない。この点は、回収率の高さの解釈にも留保を要する。また本研究は操作チェックを主目的とするため、制度評価や態度変容といった因果的プロセスの検証には踏み込んでいない。あくまで本研究の知見は、後続研究の方法論的前提を整えるという範囲にとどまる。

4-5. 今後の課題

まず取り組むべき課題は、本研究で確認した識別可能性を前提に、行政広報におけるフレーミングが制度理解や評価、政策受容に及ぼす影響を、住民サンプルや追加指標も用いて検討することである。この際、Nelson, Oxley, & Clawson (1997) が示した *applicability* モデルに基

づき、各フレームが受け手にどの考慮を問題に適用可能と感じさせるかという媒介メカニズムを検証することが理論的に重要となる。また、Lecheler & de Vreese (2011) が示したように、フレーミング効果の持続性は受け手の知識水準などの要因に左右されるため、本研究で確認したフレーム識別可能性が時間経過の中でどのように維持・変容するかを検討することも意義であろう。さらに、Cacciatore, Scheufele, & Iyengar (2016) が指摘するフレーミング概念の拡散を避け、累積的知識を構築するためには、研究で用いるフレームの概念的境界、既存類型との関係、刺激文の構成要素を明示し、比較可能な指標を用いる必要がある。本研究が行政広報文のフレーミング研究において、刺激文の知覚のされ方を事前に確認する方法論的基盤を示した点は、今後の国内研究の蓄積に向けた一歩となろう。

謝辞

本研究は、日本学術振興会科学研究費助成事業（若手研究、課題番号 23K17167）による研究成果の一部である。調査にご協力いただいた受講学生の皆様に記して感謝申し上げます。

引用文献

- Borah, P. (2011). Conceptual issues in framing theory: A systematic examination of a decade's literature. *Journal of Communication*, 61(2), 246-263.
- Cacciatore, M. A., Scheufele, D. A., & Iyengar, S. (2016). The end of framing as we know it... and the future of media effects. *Mass Communication and Society*, 19(1), 7-23.
- Chong, D., & Druckman, J. N. (2007). Framing theory. *Annual Review of Political Science*, 10, 103-126.
- de Vreese, C. H. (2005). News framing: Theory and typology. *Information Design Journal + Document Design*, 13(1), 51-62.
- Druckman, J. N. (2001). The implications of framing effects for citizen competence. *Political Behavior*, 23(3), 225-256.
- Druckman, J. N., & Nelson, K. R. (2003). Framing and deliberation: How citizens' conversations limit elite influence. *American Journal of Political Science*, 47(4), 729-745.
- Ejelöv, E., & Luke, T. J. (2020). "Rarely safe to assume": Evaluating the use and interpretation of manipulation checks in experimental social psychology. *Journal of Experimental Social Psychology*, 87, 103937.
- Entman, R. M. (1993). Framing: Toward clarification of a fractured paradigm. *Journal of Communication*, 43(4), 51-58.
- Hauser, D. J., Ellsworth, P. C., & Gonzalez, R. (2018). Are manipulation checks necessary? *Frontiers in Psychology*, 9, 998.
- Iyengar, S. (1996). Framing responsibility for political issues. *The ANNALS of the American Academy of Political and Social Science*, 546(1), 59-70.
- Kahneman, D., & Tversky, A. (1984). Choices, values, and frames. *American Psychologist*, 39(4), 341-350.
- Kane, J. V., & Barabas, J. (2019). No harm in checking: Using factual manipulation checks to assess attentiveness in experiments. *American Journal of Political Science*, 63(1), 234-249.
- Lecheler, S., & de Vreese, C. H. (2011). Getting real: The duration of framing effects. *Journal of Communication*, 61(5), 959-983.
- Matthes, J. (2009). What's in a frame? A content analysis of media framing studies in the world's leading communication journals, 1990-2005. *Journalism & Mass Communication Quarterly*, 86(2), 349-367.
- Nelson, T. E., Clawson, R. A., & Oxley, Z. M. (1997). Media framing of a civil liberties conflict and its effect on tolerance. *American Political Science Review*, 91(3), 567-583.
- Nelson, T. E., Oxley, Z. M., & Clawson, R. A. (1997). Toward a psychology of framing effects. *Political*

- Behavior, 19(3), 221-246.
- O' Keefe, D. J. (2003). Message properties, mediating states, and manipulation checks: Claims, evidence, and data analysis in experimental persuasive message effects research. *Communication Theory*, 13(3), 251-274.
- Scheufele, D. A. (1999). Framing as a theory of media effects. *Journal of Communication*, 49(1), 103-122.
- Semetko, H. A., & Valkenburg, P. M. (2000). Framing European politics: A content analysis of press and television news. *Journal of Communication*, 50(2), 93-109.
- Slothuus, R. (2008). More than weighting cognitive importance: A dual-process model of issue framing effects. *Political Psychology*, 29(1), 1-28.
- Tversky, A., & Kahneman, D. (1981). The framing of decisions and the psychology of choice. *Science*, 211(4481), 453-458.
- 中越みずき・稲増一憲(2019)「メディアフレームと情報の立場性が生活保護の責任帰属に及ぼす影響：「責任がある」のは政府か受給者か」『社会心理学研究』35(2),72-84.
- 野口将輝(2016)「市民協働の観点からの行政広報評価—行政広報と地域運営に参加する市民の意識—」『公共コミュニケーション研究』1(1),14-21.
- 野口将輝(2023)「地方自治体における広報紙の現代的位置づけ」『公共コミュニケーション研究』8(1),31-44.
- 藤井聡(2006)「ロードプライシングの公共受容におけるフレーミング効果—公衆の「倫理性」を前提とした広報活動に関する基礎研究—」『土木学会論文集 D』62(2),239-249.
- 三井祐介(2022)「行政広報チャンネルの特徴と広報誌の活用状況について」『公共コミュニケーション研究』7(1),17-30.
- 三井祐介・伊藤直哉(2021)「政令指定都市における行政広報チャンネルが協働意識に及ぼす影響—札幌市における住民意識の定量的分析—」『広報研究』25,58-73.
- 三井祐介・辻本篤(2025)「行政広報チャンネルと市政満足度との関係について—行政広報チャンネルの議題設定機能—」『広報研究』29,21-36.